

宗像市長 谷井博美様

宗像市監査委員 岩本隆志  
宗像市監査委員 石松和敏

### 住民監査請求に係る監査結果に基づく指摘について

平成24年4月11日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について監査した結果、事務処理等に不適切な点が見られたため、下記のとおり指摘する。

### 記

#### 1 不適切な事務処理等

##### (1) 文書の收受、発信に関する不適切な処理

##### ア 地域密着型サービス事業公募申し込み意向確認書の收受処理について

本件に係る地域密着型サービス事業の公募に対しては、応募者が異なる2件の意向確認書が提出されており、どちらも応募の期限とされた平成22年2月19日の收受印が押印されているが、実際は、平成22年2月19日に提出された書類は1件で、他の1件は、市が応募者の差し替えを指導して後日作成され、それに平成22年2月19日の收受印を押印して受理したことが判明している。

また、応募者が期限までに必ず提出しなければならない書類とされていた意向確認書を期限後に差し替えたことについて、当時の介護保険課の職員は、小規模ケアハウスの経営の意向を確認するだけの書類なので提出期限に意味はないと認識していたという主旨の回答をした。

##### イ 平成21年度地域密着型サービス事業公募申込書の收受処理について

この申込書の右上部には平成22年3月1日と表記されているが、收受印が押印されておらず、期限内（平成22年3月17日17時まで）に提出されたものであるかどうかの確認ができない。

##### ウ 平成21年度地域密着型サービス事業公募申込関係書類の確認不足について

関係書類として添付されている「平成22年2月25日開催分の社会福祉法人設立発起人会議事録」と「平成22年3月1日作成の贈与契約書」の寄附金に関する記載が一致していないが、審査を行う上でそれを看過していた。

##### エ 平成22年度宗像市介護基盤緊急整備補助金に係る内示文書の発信日について

本件の起案及び決裁がともに平成22年6月15日であるにもかかわらず、相手方への発信文書の発信日が平成22年6月1日となっている矛盾点については、当時の介護保険課職員から、福岡県に発信日を平成22年6月1日にするように要求されたので、要求通りに発信日を平成22年6月1日としたことが判明した。

## (2) 事務決裁規程に定めのない文書に関する不適切な処理

事務決裁規程に定めのない「宗像市介護基盤緊急整備補助金の交付に係る内示書」や「建設予定の市有地売却の確約書」の作成、交付については部長決裁となっているが、それぞれの内容が福岡県の法人設立認可に大きく関与するものであることは明らかであり、事務決裁規程に当てはまらない事案であったとしても、その重要度に応じた適切な取り扱いを行うべきである。

## (3) 市有財産の売却手続きに関する不適切な処理

市有財産（建設地）の売却手続きにおいて、売却先が特定されていたとはいえ、売却価格が事前に相手方に伝わっていたこと。また、市有財産の売却に当たっては、契約相手が暴力団関係者ではないか事前に警察に対して照会することとなっているが、この極めて重要な照会が契約後となっていたという不適切な処理があったことが確認された。

適正な契約を確保する上で、今後、十分に注意する必要がある。

## 2 事業者の選考における検討の不十分さ

今回の調査では、介護関連施設の整備ありきといった背景があったことが強く感じられた。また、公募に対する応募が1者しかない中で、応募事業者の資質、実績を正當に評価できた結果であると言い切ることは疑問を感じる。

選考委員会の採点において、100点満点の配点で、最高71.0点、最低52.5点と、委員間で18.5点の開きがあったが、委員間で評価に大きな差が生じた場合の評価方法について何ら考慮されていないことは改善の余地があると考えられ、特に、「立地面での特徴」の項目について、採点後に点数を統一する調整が行われたことは問題である。

介護保険運営協議会の地域密着型サービス運営部会からも、事業実績のない団体を事業者として選定することの是非や当部会が選考委員会による内部選考の追認機能的位置づけとなっていることに疑問が投げかけられており、事業者選定のあり方について抜本的な見直しの必要性を指摘する。

## 3 今回の結果に対する背景の問題と適切な文書処理の重要性

事務上の不手際が生じた原因を考えたとき、施設建設ありきの方針決定、加えて、施設運営開始時期を定めた逆算的な準備が求められていた背景がうかがえた。今後、このような事案を生じさせないためにも、発見できるはずの問題点を看過するようなことがないように、方針の検討・決定の際には、実行、結果の確認までの工程を十分に検証できるかどうかを考慮した上で行うことの重要性を市長以下、市職員全員で強く認識されたい。

また、文書の收受、発信等の事務処理についても、一つの誤った手続きが、それに関わるすべての処理の正当性に疑いを抱かせることにつながったということを教訓とし、後から第三者が見た場合でも、その処理の適否が明確になるよう、文書の收受、発信等の適切な処理、起案理由の正確な記録といった事務処理の基本の重要性を常に心がけ、日々の業務にあたられたい。

#### 4 本件に係る不正と刑事訴訟法における違法の告発の関係

本件に関する違法行為が個人的な画策によるものか、組織的に計画されたものかを判断することはできないが、宗像市は、市顧問弁護士の報告の中で、補助金の不正受給と目的外への使用が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に違反することを認めており、この違反が刑事訴訟法第239条第2項の規定に該当する案件にあたることを申し添える。

##### ※刑事訴訟法第239条第2項

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。